

総論

アクションプラン策定の趣旨

近年の食品の製造・加工技術の高度化、流通の広域化に伴い食品の安全確保技術は急激な進歩を遂げ、輸入食品の割合は約 60% (カロリーベース) を占め、外食産業や一般の家庭へも多種多様な輸入食品が用いられ、豊かな食生活に貢献しています。

その反面、このような食の国際化に伴い、日本国内における指定外添加物の使用にかかる回収事件等により、国際的な基準の整合など食品の安全性を確保する必要が求められてきています。

静岡県では、これまでも各関係法令に基づき、食品の生産、製造、流通、販売において関係業者等を指導するとともに、県内に流通する農産物、畜産物、水産物等の検査を実施し、食品の安全確保に努めてきています。

しかし、最近の大手乳業メーカーにおける黄色ブドウ球菌産生毒素に汚染された飲料乳や腸管出血性大腸菌 157 に汚染した食肉製品など広域かつ大規模な食中毒の発生により、県民は食品の安全性に対して大きな不安を抱いています。

さらに、牛海綿状脳症(B S E)の発生及びこれに続く食肉等の偽装表示問題、指定外添加物の混入、輸入野菜からの残留農薬の検出、中国製ダイエット用健康食品による健康被害の発生や農作物への無登録農薬の使用等の事件・事故により、食品の安全性への県民の信頼は大きく揺らいでおり、県民の不安の解消への対応が強く求められています。

「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」(以下、「アクションプラン」といいます。)は、これら食品への不安を解消するため、「**県民への安全・安心な食品の提供**」を目標として、施策の基本的な方向性を示すとともに、今後取り組むべき施策を推進するため策定するものです。

基本的な考え方

食の安全確保対策は、県民が健康で安全・安心な生活を営むうえで、欠くことのできない重要な施策であり、生産から流通・消費のすべての過程において総合的な対策を進める必要があります。

そのため、まず食品の生産者や製造者等は、常に食の安全を最優先に取り組むとともに食品の安全に関する情報を消費者に提供することが重要です。

一方、消費者は、安全な食品を選択する権利を有するとともに、食の安全について理解を深める必要があります。

また、県は、関係部局との連携を強化し、県民参加のあらゆる機会を通じて、県民

の意見を施策に反映するとともに、生産から流通・消費に至る監視・指導を行い、食品の安全確保を図り、消費者等が安心して食品を選択できるよう消費者等への情報の提供・公開に努めなければなりません。

さらに、県は、消費者の視点に立ち、新たなリスク分析手法に基づく食品安全行政を推進することにより、食の安全確保対策を進めます。

食を通じた安全・安心社会づくりを実現するためには、消費者・生産者・製造者・流通業者・行政がそれぞれの役割を十分認識し、相互の理解と協力のもと、その役割を果たしていくことが重要です。

アクションプランの推進体制

本県では、総合計画において食品の安全確保を明示し、生産から流通・消費に至る総合的な食の安全に関する施策を展開しています。

食品の安全確保に係る課題について具体的かつ効果的に対応するため「しずおか食の安全推進委員会」(以下、「委員会」といいます。)を設置しました。

委員会では、各種施策について、実施状況及び進捗状況などを把握し、アクションプランの進行管理を行います。

各部局では、アクションプランに従い、食の安全・安心に関する具体的な事業を実施します。また、複数の関係室が必要に応じ連携を図るため、幹事会を開催し、これらの事業を効果的に展開します。

アクションプランの期間と各事業の指標

このアクションプランは平成 15 年度から取り組み、目標達成年度を静岡県総合計画に合わせ、見直し時期である平成 17 年度を中間目標年度とし、最終目標年度を平成 22 年度とします。

食の安全確保を図るための施策の方向として、今後、消費者の信頼を確保するための施策と、生産から流通・消費における食の安全を確保するための施策の 2 つの柱からなる各事業を展開するとともに、各事業ごとに、管理指標に基づく目標値を設け、事業の進捗状況を管理します。

施策の方向

1 消費者の信頼を確保するための施策

(1) 消費者意見の反映

県は消費者、生産・製造者等とリスクに関する情報・意見を交換して相互理解を深め消費者の意見の施策への反映に努めます。

(2) 食の安全に関する情報提供・公開の推進

県は消費者が安全で信頼できる食品を選択するための科学的な情報の収集・蓄積を図り、ホームページ・広報誌等により積極的かつ適切な提供に努めます。

生産者、製造業者等の食の安全に関する情報公開を促進します。

食品の安全性に関する基本的知識について県民が理解を深めるための環境作りに努めます。

(3) 食品の安全に関する教育活動

県は、食品の安全に関する正しい知識を普及・啓発することにより、消費者が安全な食品を選択し、調理するための知識を身に付けるための、各種講習会等を開催します。

特に、学校教育を通じて、子供の頃から食品の安全性等に関する知識を養うための食育活動を推進します。

(4) 食品表示の適正化の推進

県は、「食品衛生法」「JAS法」「不当景品類及び不当表示防止法」「計量法」等の遵守を図るため、関係部局は情報の共有化を図るとともに、正しい表示について製造・販売業者等を指導します。

食品表示の適正化を図るうえで食品表示ウォッチャー制度等を通して、県民からの意見、情報をキャッチし、消費者が安心して選択できる食品表示の実施を推進します。

(5) 県産食品の信頼確保のための施策

食品の安全確保に関して、消費者と生産者、製造業者等が相互の理解を促進し、「顔の見える関係」を確立するため、県は消費者や生産者、製造業者等が実施する交流会等の支援を行うなど、地産地消運動を進めます。

環境にやさしい農業生産を通じて、農薬等の使用量を抑え、安心な農産物を消費者に供給します。

ホームページ等を通じて、県産食品の安全性に関する情報を消費者に提供します。

2 生産から流通・消費における食の安全確保のための施策

(1) 生産段階における指導の強化

県は生産農家に対し、「農薬取締法」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」、「薬事法」及び「食品衛生法」等に基づき、無登録農薬の不使用など販売者、使用者への取締り・指導を徹底します。

また、養殖漁家についても、関係法令等に基づく指導を徹底します。

農薬、動物用医薬品等の健康被害防止のため、残留モニタリング検査を実施するなど、安全使用基準等の遵守について、指導を充実強化します。

また、指導にあたっては、HACCPの考え方を取り入れた生産衛生管理の導入について検討します。

(2) 製造、加工、調理段階における監視指導の強化

食品の製造、加工、調理段階における食中毒等の事故を未然に防止するため、県は食品製造施設等へのHACCPの考え方を取り入れた監視指導を実施するとともに、以下の項目に起因する健康危害に対して迅速かつ適切に対応するための体制整備を図ります。

- ・学校・病院等集団給食施設への監視指導を徹底
- ・食品添加物の適正製造・適正使用についての指導の徹底
- ・異物混入防止対策の推進
- ・食物アレルギー対策の推進
- ・遺伝子組換え食品の安全性確保の推進
- ・いわゆる健康食品の安全対策の推進
- ・牛海綿状脳症（BSE）検査を含め、と畜検査及び食鳥検査体制の徹底
- ・農林水産物の簡易加工・販売を行う場合の安全確保を図るための指導の徹底

(3) 流通段階における監視指導の強化

流通段階における輸入食品・県外食品等の安全を確保するため、県は市場・販売店における監視指導を実施するとともに、これら食品の検査体制を充実強化します。

(4) 生産から流通段階におけるトレーサビリティシステムの構築

県は関係者に対し、畜産物の生産から流通段階に至るトレーサビリティシステムの構築を支援し、総合的・体系的な畜産物の安全確保を図ります。

また、農産物・水産物についても、生産から流通段階に至るまでのトレーサビリティシステムの構築について検討します。

(5) 試験検査体制の充実強化

リスク評価を正確かつ的確に実施可能とするため、科学的な監視指導や食品に係る健康危害に即応するための検査機器の整備や検査の信頼性確保のための体制整備を充実強化します。

(6) 食品の安全に係る調査研究の実施

リスク評価の一環として、県内で生産・流通する食品への化学物質等の残留及び有害微生物の実態等についての調査研究を推進します。

県内で生産する地場産品等の安全性を向上させ、その広報啓発を展開するため、保健機能食品としての有効性について調査研究を行います。

(7) 自主管理体制の推進の支援

食品営業者、食品生産団体等の安全確保に関する自主管理体制の確立に必要な助言指導を実施し、事業者自ら業者の行う原材料の安全性のチェックなどの安全管理を支援します。

食品製造業者に対しH A C C Pの考え方に基づく自主管理体制に係る奨励制度を推進します。

(8) 食の安全に係る関係機関との連携強化

部局間の情報の共有化

庁内の関係部局間において、食品の安全に係る情報の共有化を推進するとともに、関係部局による合同監視等連携を強化し、総合的な食の安全確保を図ります。

関係自治体等との連携強化

食の安全確保に関する情報について、関係自治体等との連携を密にし、効果的な監視指導や消費者・製造者等への適切な情報公開を実施します。

国への要望等

県独自では解決できない食品の安全対策に係る事項について、国へ積極的に働きかけを行うとともに、連携の強化に努めます。